

広労発基 0329 第7号
令和6年3月29日

各団体の長 殿

広島労働局長
(公印省略)

「転倒災害のない職場 HIROSHIMA プラン」の策定について

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と多大な御協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年3月、広島労働局は、国が策定した「第14次労働災害防止計画」を踏まえ、同年4月1日から令和10年3月31日までの5年間を計画期間とし、労働者の協力を得て、事業者、当局及び関係機関がそれぞれ実施する事項を明確にした「広島第14次労働災害防止推進計画」（以下「14次防」という。）を策定しました。そして、増加傾向にある労働災害に歯止めをかけ、更に令和9年までに減少に転じさせるという最終的な目標を目指して対策を推進しているところです。

しかしながら、令和5年の広島県内の労働災害（新型コロナウイルス感染症り患による数値を除く。）による死傷者数は、令和6年1月速報値において前年同期との比較で9.6ポイント増加し、全国の増加率2.7ポイントと比較すると6.9ポイント増加率が高くなっています。特に、全労働災害の4分の1以上を占める転倒災害による死傷者数は、1月時点の速報値において、前年同期との比較で15.9ポイント増加し、全国の12.3ポイント増加と比較すると、増加率が大幅に高くなっている状況にあります。

転倒災害防止対策の推進については、14次防の重点事項「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」の項におきまして、労働者の協力を得て、事業者が取り組む事項を明示しておりますが、大幅に増加している転倒災害を確実に減少させるためには、より具体的な実施要綱を策定した上で対策を推進することが効果的であると考えられたことから、今般、別紙のとおり、14次防の転倒災害防止対策に基づき「広島第14次労働災害防止推進計画に基づく転倒災害防止対策実施要綱」通称「転倒災害のない職場 HIROSHIMA プラン」を策定して、更なる転倒災害防止対策の推進を図ることといたしました。

つきましては、貴団体におかれましては、本実施要綱の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対して、本要綱を周知いただくとともに、本要綱に基づく取組の推進を強く働きかけてくださいますようお願い申し上げます。